JEAS 認定個人情報保護団体 業務実施規程

第1章 総則

(目的)

第1条 本規程は、工業会 日本万引防止システム協会(以下「本協会」という。)が、個人情報の保護に関する法律(以下「個人情報保護法」という。)第47条第1項の規定に基づき、個人情報保護委員会から認定を受けた認定個人情報保護団体として行う業務(以下「認定業務」という。)等について、必要事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 本規程において使用する用語は、個人情報保護法及び JEAS 個人情報保護指針(以下「JEAS 保護指針」という。)において使用する用語の例による。

(対象事業者の定義)

第3条 認定業務の対象となる者(以下「対象事業者」という。)は、対象事業者となることについて同意した会員で、個人情報取扱事業者等に該当するものとする。

(認定業務)

- 第4条 本協会は、認定業務として個人情報保護法第47条、第52条及び第53条の規定に 基づき次の各号の業務を行う。
- 一 本人その他の関係者から本協会に対して解決の申出が行われた対象事業者の個人情報 等の取扱いに関する苦情の処理
- 二 個人情報等の適正な取扱いの確保に寄与する事項についての対象事業者に対する情報 の提供、研修及び相談
- 三 JEAS 保護指針、本規程、JEAS 苦情処理規則(以下「苦情処理規則」という。)その他 個人情報に係る規則等の制定及び改廃
- 四 対象事業者に対する JEAS 保護指針を遵守させるための必要な指導、勧告その他の措置
- 五 その他対象事業者の個人情報等の適正な取扱いの確保に関する必要な業務

第2章 実施体制

(カメラ画像安全利用推進委員会 個人情報管理室)

第5条 本協会が認定業務を適切かつ迅速に行うため、本協会規約第29条(3)の規定に基づき本協会の事務局にカメラ画像安全利用推進委員会個人情報管理室(以下「管理室」という。)を設置する。

- 2 管理室に理事の中から選任した室長を置く。
- 3 室長には、個人情報等の適正な取扱いの確保について、確実に行うに足りる知識及び能力を有する者を充てる。
- 4 室長は、カメラ画像安全利用推進委員会の命を受け、管理室の事務を掌理する。
- 5 その他の担当者は、室長の指揮を受けて担当事務に従事する。
- 6 本協会は、苦情等の申出の手段として、電話、電子メール等の宛先をホームページ等で 公表し、管理室の周知に努める。

(カメラ画像安全利用推進委員会)

第6条 カメラ画像安全利用推進委員会は、次に掲げる業務を所掌する。

- 一 JEAS 保護指針、本規程、苦情処理規則その他個人情報に係る規則等の制定、改廃に関する意見具申
- 二 管理室の室長が諮問する事項についての意見具申
- 三 管理室の認定業務についての評価

第3章 業務

(目的外利用の禁止)

第7条 管理室は、認定業務の実施に際して知り得た情報を、認定業務の用に供する目的以外に利用してはならない。

(青務)

第8条 管理室は、個人情報保護法に則り、認定業務を行うに際し、常に公正不偏な態度を保持し、迅速な解決に努めなければならない。

- 2 管理室は、研修等により認定業務全体を担当する者の育成に努めなければならない。
- 3 管理室の担当者又は担当者であった者は、正当な理由がない限り、認定業務に関して知り得た情報を漏らしてはならない。

(業務報告)

第9条 管理室は、認定業務の実施状況について毎年定期的にカメラ画像安全利用推進委員会及び理事会へ報告するものとする。

第4章 対象事業者等

(対象事業者の登録手続き)

第10条 管理室は、本協会対象事業者となることを希望する者に対し、別に定める「対象

事業者登録申込フォーム」につき、「認定個人情報保護団体に加入する旨」の申込を受け付けるものとする。

- 2 管理室は、前項の申請書を受理したときは、次の各号のいずれにも適合していると認めた場合、対象事業者登録簿に登録し、速やかに当該対象事業者に通知するものとする。
 - 一 本規程及び苦情処理規則の趣旨に賛同し、個人情報保護法、JEAS 保護指針に従い、 個人情報等を適正に取り扱うこと。
 - 二 個人情報保護法の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から、二年を経過しない者に該当しないこと。
- 3 管理室は、前項各号のいずれかに適合していないと認める者に対しては、その旨を申請者に通知するものとする。

(対象事業者の抹消手続き)

第 11 条 管理室は、対象事業者が管理室の行う認定業務の対象から外れることを希望する場合には、文書による届出により対象事業者登録簿から抹消するものとする。

(対象事業者としての登録の取消し)

- 第 12 条 管理室は、対象事業者が第 10 条第 2 項の各号のいずれかに適合しないと認められる場合又は次の各号のいずれかに該当する場合は、カメラ画像安全利用推進委員会に諮ったうえで対象事業者としての登録を取り消すことができるものとする。
- 一 申請書の記載事項に虚偽の事実が記載されていることが判明したとき。
- 二 第15条で定める義務を怠ったとき。

(対象事業者の公表)

第 13 条 管理室は、対象事業者の氏名又は名称をホームページ等で公表するものとする。 2 対象事業者の追加若しくは削除又は公表事項に変更があったときも同様とする。

(対象事業者の権利)

- 第 14 条 対象事業者は、直接受けた苦情に関し、管理室に当該苦情の解決のための相談をすることができる。
- 2 対象事業者は、管理室から個人情報等の適正な取扱いの確保に資する事項についての情報の提供その他個人情報等の適正な取扱いの確保に関し、必要な助言を受けることができる。

(対象事業者の義務)

- 第15条 対象事業者は、JEAS 保護指針を遵守しなければならない。
- 2 対象事業者が JEAS 保護指針を遵守するために、管理室が必要な範囲で対象事業者に対

して指導、勧告その他の措置を行った場合は、当該対象事業者はその措置に従わなければならない。

- 3 対象事業者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又は毀損等があった場合は、速やかにその状況を管理室に報告しなければならない。
- 4 対象事業者は、管理室から苦情処理の方法について指導、勧告その他の措置を受けた場合は、それに従わなければならない。
- 5 管理室が、対象事業者の個人情報等の取扱いに関する苦情を受け、当該対象事業者に対して当該苦情の迅速な解決を求めたときは、当該対象事業者は迅速かつ誠実に当該苦情の解決に努めなければならない。
- 6 管理室が、個人情報保護法第 52 条第 2 項の規定に基づき、前項の苦情解決に関する対応の結果等につき、文書若しくは口頭による説明を求め、又は資料の提出を求めたときは、 当該対象事業者はそれに従わなければならない。
- 7 対象事業者は、苦情を真摯に受け止め、同種の苦情の再発防止に常に努めなければならない。

第5章 改廃

(本規則の改廃)

第16条

本規程の改廃は、理事会の決議によるものとする。

附則

この規程は、本協会が個人情報保護法第 47 条第 1 項の規定に基づき、認定個人情報保護団体の認定を受けた日(令和 2 年 9 月 30 日)から施行する。

制定・改定日	改定箇所・理由	施行日
令和 2 年 9 月 18 日	制定	令和 2 年 9 月 30 日